年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者](注1)

住所

氏名

印

連絡先

発信者情報開示請求書

[貴社・貴殿]が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます。)第4条第1項に基づき、[貴社・貴殿]が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報(以下、「発信者情報」といいます)を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項(添付・追加資料を含む。)に虚偽の事実が含まれて おり、その結果[貴社・貴殿]が発信者情報を開示された契約者等から苦情又は損害賠償請 求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

記

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備等		(注2)
掲載された情報		
	侵害された権利	
侵害情報等	権利が明らかに侵害されたとする理由(注3)	
	発信者情報の開示 を受けるべき正当 理由 (複数選択 可) (注4)	1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他(具体的にご記入ください)

	開示を請求する発 信者情報 (複数選択可)	 発信者の氏名又は名称 発信者の住所 発信者の電子メールアドレス 発信者が侵害情報を流通させた際の、当該発信者の IP アド
		レス及び当該 IP アドレスと組み合わされたポート番号(注5) 5. 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号(注5) 6. 侵害情報に係るSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたも
-	計劃 (注 6)	の(注5) 7. 4ないし6から侵害情報が送信された年月日及び時刻
	証拠(注6)	添付別紙参照
	発信者に示したく ない私の情報(複 数選択可)(注7)	1. 氏名(個人の場合に限る) 2.「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項 3. 添付した証拠

- (注1)原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の 写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。
- (注2) URLを明示してください。ただし、経由プロバイダ等に対する請求においては、IPアドレス及び当該IPアドレスと組み合わされたポート番号等、発信者の特定に資する情報を明示してください。
- (注3)著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な 権利者であることを証明する資料を添付してください。
- (注4)法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだり に用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為は禁じられています。
- (注5)携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (注6)証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の 2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合(注7参照)に は、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。
- (注7)請求者の氏名(法人の場合はその名称)、「管理する特定電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利侵害が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

[特定電気通信役務提供者の使用欄]

開示請求受付日	発信者への意見照会 日	発信者の意見	回答日
(日付)	(日付) 照会できなかった場 合はその理由:	有(日付)無	開示(日付) 非開示(日付)

年 月 日

至 [発信者] 御中

[特定電気通信役務提供者]

住所

社名

氏名

連絡先

発信者情報開示に係る意見照会書

この度、貴方が発信されました、次葉記載の情報の流通により権利が侵害されたと主張される方から、貴方の発信者情報の開示請求を受けました。つきましては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条第2項に基づき、〔弊社・私〕が開示に応じることについて、貴方のご意見を照会いたします。

ご意見がございましたら、本照会書受領日から二週間以内に、添付回答書にてご回答いただきますよう、お願いいたします。二週間以内にご回答いただけない事情がございましたら、その理由を [弊社・私] までお知らせください。開示に同意されない場合には、その理由を、回答書に具体的にお書き添えください。なお、ご回答いただけない場合又は開示に同意されない場合でも、同法の要件を満たしている場合には、「弊社・私」は、貴方の発信者情報を、権利が侵害されたと主張される方に開示することがございますので、その旨ご承知おきください。

請求者の氏名					
	長人の名称)				
[弊社・私]が管理する					
特定電気通信設備					
掲載された情報					
	侵害された権利				
	区日 C A O/C IE/I I				
	権利が明らかに侵				
	害されたとする理				
	由				
	発信者情報の開示	1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため			
	を受けるべき正当 理由	2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため			
	生 山	4. お客様に対する削除要求のために必要であるため			
侵		5. その他			
害	開示を請求されて	1. 貴方の氏名又は名称			
情	いるお客様の発信	2. 貴方の住所			
報等	者情報	3. 貴方の電子メールアドレス			
寺		4. 貴方が情報を流通させた際の、貴方の IP アドレス及び当該			
		IPアドレスと組み合わされたポート番号			
		5. 侵害情報に係る貴方の携帯電話端末等からのインターネット 接続サービス利用者識別符号			
		6. 侵害情報に係る貴方のSIMカード識別番号のうち、携帯電			
		話端末等からのインターネット接続サービスにより送信さ			
		れたもの			
	= 1Ln	7. 4ないし6から侵害情報が送信された年月日及び時刻			
	証拠	添付別紙参照			
	その他				

書式③ 発信者からの回答書

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[発信者]

住所

氏名 印

連絡先

回答書

〔貴社・貴方〕より照会のあった私の発信者情報の取扱いについては、下記のとおり回答 します。

記

[回答内容] (いずれかに○)

()発信者情報開示に同意しません。

[理由] (注)

()発信者情報開示に同意します。

[備考]

以上

(注)理由の内容が相手方に対して開示を拒否する理由となりますので、詳細に書いてください。証拠がある場合は、本回答書に添付してください。

書式④ 発信者情報開示決定通知書

年 月 日

至 [権利を侵害されたと主張する者] 様

[特定電気通信役務提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

通知書

貴殿から下記情報に関し請求のありました、〔弊社・私〕が保有する発信者情報の開示について、添付別紙の通り開示いたしますので、その旨ご通知申し上げます。なお、開示を受けるにあたっては、下記の注意事項をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

[注意事項]

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条第3項により、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為は禁じられています。

年 月 日

至 [権利を侵害されたと主張する者] 様

「特定電気通信役務提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

通知書

貴殿から下記情報の発信者情報の開示について請求がありましたが、下記の理由で、開示 に応じることは致しかねますので、その旨ご通知申し上げます。

記

[理由] (いずれかに○)

- 1. 貴殿よりご連絡のあった情報を特定することができませんでした。
- 2. 貴殿よりご連絡のあった発信者情報を保有しておりません。
- 3. 貴殿よりご連絡のあった情報により、「権利が侵害されたことが明らか」(法第4条第1 項第1号)であると判断できません。
- 4. 貴殿が挙げられた、発信者情報の開示を受けるべき理由が、「開示を受けるべき正当な理由」(法第4条第1項第2号)に当たると判断できません。
- 5. 貴殿から頂いた発信者情報開示請求書には、以下のような形式的な不備があります。 不備内容:
- 6. その他(追加情報の要求等

)